

議事日程(第6号)

平成31年3月15日(金曜日) 午後3時42分 開議(本会議)

日程第1 ※予算審査特別委員会

議第7号 平成31年度遊佐町一般会計予算

議第8号 平成31年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第9号 平成31年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第10号 平成31年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第11号 平成31年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第12号 平成31年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 平成31年度遊佐町水道事業会計予算

※請願事件の審査結果報告及び採決

日程第2 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願(継続審査分)

※条例案件の審議及び採決

日程第3 議第14号 遊佐町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について

日程第4 議第15号 遊佐町教育研究所設置条例等を廃止する条例の設定について

日程第5 議第16号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第17号 遊佐町青少年育成協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第18号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第19号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第20号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第11 議第21号 町道路線の廃止及び認定について

日程第12 議第22号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

日程第13 議第23号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について

日程第14 議第33号 蕨岡・遊佐小学校エアコン設置工事請負契約の締結について

日程第15 議第34号 高瀬・吹浦・藤崎小学校エアコン設置工事請負契約の締結について

日程第16 議第35号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更について

日程第17 議第36号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更について

※人事案件の審議及び採決

- 日程第18 議第24号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 議第25号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第20 議第26号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第21 議第27号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第22 議第28号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第23 議第29号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第24 議第30号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第25 議第31号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第26 議第32号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 日程第27 報第 1号 庁舎建設に関する調査特別委員会調査結果報告

☆

本日の会議に付した事件

日程第 1 ※予算審査特別委員会

- 議第 7号 平成31年度遊佐町一般会計予算
- 議第 8号 平成31年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
- 議第 9号 平成31年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算
- 議第10号 平成31年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算
- 議第11号 平成31年度遊佐町介護保険特別会計予算
- 議第12号 平成31年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第13号 平成31年度遊佐町水道事業会計予算

※請願事件の審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願(継続審査分)

※条例案件の審議及び採決

- 日程第 3 議第14号 遊佐町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について
- 日程第 4 議第15号 遊佐町教育研究所設置条例等を廃止する条例の設定について
- 日程第 5 議第16号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第17号 遊佐町青少年育成協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第18号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第19号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第20号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 ※予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第11 議第21号 町道路線の廃止及び認定について

日程第12 議第22号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定について

日程第13 議第23号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定について

日程第14 議第33号 蕨岡・遊佐小学校エアコン設置工事請負契約の締結について

日程第15 議第34号 高瀬・吹浦・藤崎小学校エアコン設置工事請負契約の締結について

日程第16 議第35号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部
変更について

日程第17 議第36号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更について

※人事案件の審議及び採決

日程第18 議第24号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第19 議第25号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第20 議第26号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第21 議第27号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第22 議第28号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

日程第23 議第29号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

日程第24 議第30号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

日程第25 議第31号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

日程第26 議第32号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

日程第27 報第 1号 庁舎建設に関する調査特別委員会調査結果報告

※発議事件の審議及び採決

日程第28 発議第1号 無秩序なライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の維持・確保を求める意
見書の提出について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 11名

出席議員 10名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君

5番 土門勝子君 6番 赤塚英一君
7番 阿部満吉君 8番 佐藤智則君
9番 高橋冠治君 10番 斎藤弥志夫君

欠席議員 1名

12番 土門治明君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	高橋務君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育長	那須栄一君
教育委員会	佐藤啓之君	農業委員会会長	佐藤充君
教育課長			
選挙管理委員会	佐藤正喜君	代表監査委員	金野周悦君
委員長			

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤光弥 議事係長 東海林エリ 書記 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

副議長(土門勝子君) 延会前に引き続き本会議を開きます。

(午後3時42分)

副議長(土門勝子君) ただいまの議員の出席状況は、12番、土門治明議長が所用のため欠席、その他全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

なお、議長が欠席しておりますので、本日議長の職を務めさせていただきます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願について、文教産建常任委員会、菅原和幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、菅原和幸委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長(菅原和幸君)

平成31年3月15日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

文教産建常任委員会

委員長 菅原和幸

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成30年12月6日

平成31年3月5日

平成31年3月12日

以上であります。

副議長(土門勝子君) それでは、請願第1号についての質疑に入ります

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、以上で討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、請願第1号はこれを採択とすることに決しました。

それでは、請願が採択されましたので、その意見書の発議のため、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程に発議第1号 無秩序なライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の維持・確保を求める意見書の

提出についてを日程第27の次に追加し、日程第28としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に発議第1号 無秩序なライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の維持・確保を求める意見書の提出についてを追加し、日程第28とすることを決しました。

次に、条例案件の審議に入ります。

日程第3、議第14号 遊佐町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第14号 遊佐町森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例の設定について、この件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第15号 遊佐町教育研究所設置条例等を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第15号 遊佐町教育研究所設置条例等を廃止する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第16号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

3番、菅原和幸議員。

3 番(菅原和幸君) それでは、質問をちょっとさせていただきます。

議第16号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての中で、本町職員の服務については、地方公務員法や人事院規則等で定めるところにより、先ほど読み上げましたこの条例で制定されていると、そのように理解をしております。それで、条文案並びに概要書が配付になりました。条例を解説します概要書が配付になりました。この内容を見ますと、提案の内容は、一般企業で言えばリフレッシュ休暇という位置づけになると思います。リフレッシュ休暇は、労働基準法で定める一般的な休暇とは別枠で設定されるようなものであると、そのように理解をしておりますし、先ほど申し上げました条例では、14条の特別休暇に規定をされているようです。本来目的は職員の慰労、それから健康維持、自己啓発等が主たるこの休暇の目的であると、そのように理解をしております。それで、この概要を見ますと、2ページ目になりますが、ちょっと読み上げますと、後段のほうですが、規定で定める職員は、年度内において満30歳、満40歳、満50歳に達することとなる者のほか、当該年度に達した翌年度以降に派遣先から復帰した者とあります。これを見る限り、満年齢に達した職員として、これ見ると10年単位で付与されるようであります。これについて質問させていただきますが、この提案の休暇は、勤続年数に対応する内容なのか、それともこの年齢に達した時点で取得されるものなのか。例を申し上げますと、例えば27歳で採用された職員がいた場合、満30歳でこの休暇が取得できるのか質問させていただきます。

副議長(土門勝子君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

勤続年数にかかわらず、満年齢、その30歳、40歳、50歳に、その年度内で満年齢に達する年での取得ということになります。

以上です。

副議長(土門勝子君) 3番、菅原和幸議員。

3 番(菅原和幸君) 討論ではありません、見解を述べないと質疑ができないものですから。規則の改正がこれからあると思いますが、60歳が含まれていないようですが、私の個人的な考えとしては、60歳も含めるべきではないかと、そのように考えます。その背景には、今国家公務員で定年延長の検討が数年前からなされていて、ただ今の国会には提案を見合わせるような動きがあるようです。それで、今後国家公務員の定年延長があった場合、地方公務員も同様な動きになるのかなと、そういうことが1つでありますし、50歳から60歳のこの年代は、やはり職域からいきますと課長補佐並びに課長級の方が属する年齢域だと思います。そんなことから言えば、職員の中でもやはり慰労や健康維持に最も必要となる年齢ではないかなと、そのように考えます。まして、やめるからどうのこうのという案もありかもしれませんが、退職する年度内において取得することも可能であります。

あえて2問目として質問しますが、60歳を対象としなかった理由をお伺いしたいと思います。

副議長(土門勝子君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

将来的には、法律改正によって年金満額受給年齢の65歳に合わせた形での65歳定年という制度になっていくのだと思いますが、これはまだ先の話でございます。現行では60歳定年でありますので、その定年の年にリフレッシュ休暇を取得するという考え方は、今のところ持ち合わせておりません。

例えばそれをその60歳を含めるとした場合、私が該当するわけであります。すると、私が例えばこの制度の形で

いきますと、議会、この3月定例会終わってリフレッシュ休暇を取得してもいいという形、制度内容でありますので、ここは町民理解は60歳というのは得られないかなというふうに単純に思うわけでありまして、そもそもこのリフレッシュ休暇の導入の目的が将来に向けて公務能率を高めることを目的としているということも、導入のその考え方の一つになってくるかなというふうに思いますし、その取得のタイミング、ではいつにするかという、他の事例では、他市町村の事例では勤続年齢で区切るという自治体もございます。他のあるいは県の例を参考にしたということと、職員組合との、組合からも提案していただいて、その提案を参考にしたという経過がございまして、30、40、50としたのは、やっぱり入所から10年あるいは40歳であれば主査、係長に登用される直前のこの節目ということもありますし、50歳であれば補佐、係長のちょうど準管理職として非常に重労働といえますか、大変な職責を負って頑張っている年齢でもあるその節目といったところで区切らせてもらったということございまして、60歳はさすがに今現在の制度の中では勘弁してもらいたいなという感じがいたします。

以上です。

副議長(土門勝子君) 上衣は自由にしてください。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、続いて討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第16号 遊佐町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第17号 遊佐町青少年育成協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第17号 遊佐町青少年育成協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第18号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第18号 遊佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第19号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第19号 遊佐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第20号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第20号 遊佐町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、予算審査の結果報告に入ります。

さきに予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第7号 平成31年度遊佐町一般会計予算ほか特別会計等予算6件について、予算審査特別委員会、松永裕美委員長より審査の結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、松永裕美委員長、登壇願います。

(「ちょっと休憩してもらえ」の声あり)

副議長(土門勝子君) 暫時休憩いたします。

(午後3時50分)

休 憩

副議長(土門勝子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時51分)

予算審査特別委員会委員長(松永裕美君) 審査結果報告書。

平成31年3月15日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

予算審査特別委員会

委員長 松永裕美

審 査 結 果 報 告 書

平成31年3月8日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第7号 平成31年度遊佐町一般会計予算

議第8号 平成31年度遊佐町国民健康保険特別会計予算

議第9号 平成31年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算

議第10号 平成31年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算

議第11号 平成31年度遊佐町介護保険特別会計予算

議第12号 平成31年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 平成31年度遊佐町水道事業会計予算

2. 審査の結果及び意見

平成31年度遊佐町一般会計予算ほか6件の特別会計等予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なもの認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

副議長(土門勝子君) お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

副議長(土門勝子君) 起立全員です。

よって、議第7号 平成31年度遊佐町一般会計予算、議第8号 平成31年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第9号 平成31年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第10号 平成31年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第11号 平成31年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第12号 平成31年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 平成31年度遊佐町水道事業会計予算、以上7議案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第11、議第21号 町道路線の廃止及び認定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第21号 町道路線の廃止及び認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第22号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第22号 遊佐町体育施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第23号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第23号 遊佐町立図書館の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第33号 蕨岡・遊佐小学校エアコン設置工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第33号 蕨岡・遊佐小学校エアコン設置工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第34号 高瀬・吹浦・藤崎小学校エアコン設置工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第34号 高瀬・吹浦・藤崎小学校エアコン設置工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第35号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第35号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第36号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

副議長(土門勝子君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第36号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(土門勝子君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第18から日程第26まで、議第24号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか人事案件8件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤光弥君) 上程議案を朗読。

副議長(土門勝子君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第24号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案につきましては、遊佐町固定資産評価審査委員会委員、村井美恵子氏の任期が平成31年3月31日で満了となるため、引き続き同氏を選任するため提案するものであります。

議第25号 人権擁護委員候補者の推せんについて、本案につきましては、人権擁護委員、佐藤忠弘氏の任期が平成31年6月30日で満了となるため、新たに土門尚三氏を人権擁護委員候補者として推薦したく意見を求めるものであります。

議第26号 人権擁護委員候補者の推せんについて、本案につきましては、人権擁護委員、渋谷由美子氏の任期が平成31年6月30日で満了となるため、新たに工藤喜代子氏を人権擁護委員候補者として推薦したく意見を求めるものであります。

議第27号 人権擁護委員候補者の推せんについて、本案につきましては、人権擁護委員、高橋アイ子氏の任期が平成31年6月30日で満了となるため、新たに高橋栄子氏を人権擁護委員候補者として推薦したく意見を求めるものであります。

議第28号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、本案につきましては、遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員、土門秀樹氏の任期が平成31年3月31日で満了となるため、引き続き同氏に委嘱するため会の同意を求めるものであります。

議第29号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、本案につきましては、遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員、高橋繁子氏の任期が平成31年3月31日で満了となるため、引き続き同氏に委嘱するため議会の同意を求めるものであります。

議第30号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、本案につきましては、遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員、土門豊氏の任期が平成31年3月31日で満了となるため、引き続き同氏に委嘱するため議会の同意を求めるものであります。

議第31号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、本案につきましては、遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員、伊藤智子氏の任期が平成31年3月31日で満了となるため、引き続き同氏に委嘱するため議会の同意を求めるものであります。

議第32号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、本案につきましては、遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員、那須正幸氏の任期が平成31年3月31日で満了となるため、新たに東海林和夫氏に委嘱するため議会の同意を求めるものであります。

以上、人事案件9件についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

副議長(土門勝子君) お諮りいたします。

この人事案件については、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議ないようですので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。
(午後4時46分)

休 憩

副議長(土門勝子君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。
(午後4時57分)

副議長(土門勝子君) 日程第18、議第24号 遊佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第19、議第25号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第20、議第26号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第21、議第27号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第22、議第28号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第23、議第29号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第24、議第30号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第25、議第31号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

日程第26、議第32号 遊佐町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第27、報第1号 庁舎建設に関する調査特別委員会調査結果報告についてを議題といたします。

庁舎建設に関する調査特別委員会副委員長、高橋冠治議員、登壇願います。

庁舎建設に関する調査特別委員会副委員長(高橋冠治君)

報第1号

平成31年3月15日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

庁舎建設に関する調査特別委員会

委員長 土門勝子

庁舎建設に関する調査特別委員会調査結果報告

本特別委員会に付託された庁舎建設に関する調査について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

(別紙)

庁舎建設に関する調査特別委員会調査結果報告書

庁舎建設に関する調査について、平成29年12月の第522回定例会において、調査特別委員会を設置し、以後、小委員会7回、特別委員会14回を開催しました。

これまで、「庁舎建設基本計画」に関しては、平成30年7月に要望書を提出、また、平成30年12月議会においては、「新庁舎基本設計」に関して中間報告を行ったところであります。

今般、基本設計が最終的に決定されるにあたり、これまでの要望書・中間報告に加え、本特別委員会に付託された庁舎建設に関する調査結果について下記のとおりまとめましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 地方財政措置の延長に考慮した事業計画を

新庁舎建設に係る起債措置については、国の時限立法のため、平成32年度中の完成を目標とし、時間的な制約のなかで事業計画を進めてきた。

本議会では、「庁舎建設費用の地方財政措置の延長を求める意見書」の提出も行った。結果、平成32年度中に実施設計に着手することで、事業完成の延長が可能になった。

本来、庁舎建設は十分な時間をかけて行う事業であり、町民及び議会の意見要望を考慮されたい。

2 新庁舎建設に係る構造及び設備機能について

新庁舎建設に係る構造及び設備機能を決定するに至る経過、検討内容の詳細を町民・議会へ示されたい。

3 新庁舎建設にあたっての影響調査の実施について

庁舎建設にあたっては、周辺住民の生活環境の変化も想定される。用地造成を含め、建設に伴う周辺への生活環境影響調査等を万全に実施するとともに、周辺住民の理解を得られるよう対応されたい。

4 庁舎建設に伴う新規アクセス道路計画の具現化に向けた取り組みを

新庁舎建設にあわせ計画する新町道計画については、道路法、建築基準法等のほか、今後の動線を考慮した計画とし、周辺幹線道路とのアクセスにも配慮されたい。

また、関係機関並びに周辺地権者と調整をはかり、早期の合意形成に努力されたい。

5 新庁舎計画における情報開示について

新庁舎建設に係る事業経過については随時情報提供するとともに、関連経費を含めた総事業費については、後年度負担を含めた財政計画等を、適確に町民にもわかりやすく説明されたい。

6 特別委員会の開催経過

下記のとおりでございますので、ご参照いただきます。

以上です。

副議長(土門勝子君) 次に、発議案件の審議を行います。

日程第28、発議第1号 無秩序なライドシェアの導入に反対し、タクシー事業の維持・確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤光弥君) 上程議案を朗読。

副議長(土門勝子君) お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会の結果によりまして質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

副議長(土門勝子君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第529回遊佐町議会3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後5時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成31年3月15日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会副議長 土 門 勝 子

遊佐町議会議員 松 永 裕 美

遊佐町議会議員 菅 原 和 幸